

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項及び第26条第1項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成25年6月28日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人フラワー・サイコロジー協会

(2) 代表者の氏名

浜崎 英子

(3) 主たる事務所の所在地

京田辺市多々羅都谷1-3 香柏館104 同志社大学心理学部余語真夫研究室

(4) 定款に記載された目的

この法人は,人と花のかかわりに関心を持つ者が,知識・技術の交流と親睦を図り,人と花のかかわりの心理学に関する基礎・臨床応用研究ならびに実践を推進し,その知識・技術の社会的普及及び社会福祉に貢献することを目的とする。

2 申請年月日

平成25年6月17日

(文化市民局地域自治推進室)